

医療通訳者、外国人患者受入れ
医療コーディネーター配置等支援事業
事業実施者 公募要領

令和7年4月
厚生労働省医政局総務課

医療通訳者、外国人患者受入れ医療コーディネーター配置等支援事業
事業実施者公募要領

1. 背景

我が国では、「明日の日本を支える観光ビジョン」（平成 28 年 3 月明日の日本を支える観光ビジョン構想会議）において、2030 年には 6,000 万人の訪日外国人旅行者数を目標として観光先進国の実現を目指している。

このような中、政府の健康・医療戦略推進本部の下に設置された「訪日外国人に対する適切な医療等の確保に関するワーキンググループ」において、「訪日外国人に対する適切な医療等の確保に向けた総合対策」（平成 30 年 6 月 14 日）が取りまとめられ、現在、関係府省庁が連携して取組を進めている。

また、平成 31 年 4 月からの新たな外国人材の受入れ制度の開始に伴い、在留外国人が日本各地において医療を受けることが予想されるため、「外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策」（平成 30 年 12 月外国人材の受入れ・共生に関する関係閣僚会議）に基づき、全ての居住圏において外国人患者が安心して受診できる体制の整備を進めることとしている。

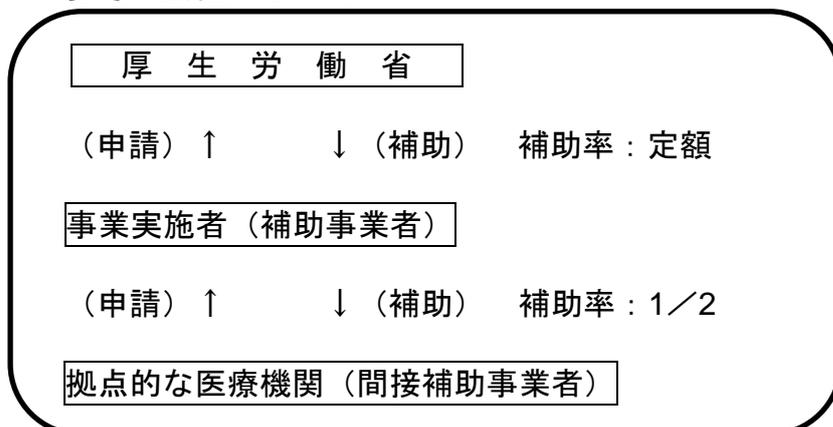
新型コロナウイルス感染症の影響により、国際的な人の往来が一時停止されていたが、国際的な人の往来の再開以降、我が国の訪日外国人数、及び在留外国人数は増加傾向にある。そのため、厚生労働省では、外国人患者が円滑に医療機関を受診するにあたり、医療機関だけではなく、地方自治体、観光事業者・宿泊事業者等が連携して、地域全体として、外国人患者を受け入れる環境整備への支援を実施している。

2. 事業目的

外国人患者が安心して日本の医療機関を受診できるよう、また、医療機関が安心して外国人患者に医療を提供できるよう、「外国人患者を受け入れる拠点的な医療機関」の選出及び受入体制に係る情報の取りまとめについて（依頼）」（平成 31 年 3 月 26 日付け医政総発 0326 第 3 号、観参発 800 号）に基づき選出された医療機関（以下「拠点的な医療機関」という。選出予定であるものを含む。）の機能を強化するため、医療機関における多言語対応を可能とする体制及び医療機関内における一連の手続きをサポートできる体制の構築支援等を行う。

本事業を実施する団体（以下「事業実施者」という。）を選定するため、以下の要領で事業実施者の公募を行う。

※参考：交付スキーム



3 事業内容

(1)、(2)、(3)に係る事業（以下「間接補助事業」という。）、(4)に係る委員会を実施する事業、(5)に係る調査事業、(6)に係る助言事業の全事業（以下、間接補助事業を含む「補助事業」という。）を行う（詳細は別紙参照）。また、補助事業者は、補助事業に係る情報の収集及び分析を行い、令和8年3月27日までに厚生労働省へ報告するものとする。なお、報告内容は適宜厚生労働省の求めに応じること。

(1) 医療通訳者^{※1}を拠点的な医療機関に配置する事業

※1 医療通訳者：日本語が母国語でない、若しくは日本語でのコミュニケーションに制限がある患者等に対して、日本語での医療・保健を安全かつ安心して提供するために、通訳技術と医学知識を用いて相互理解を支援する者

(2) 外国人患者受入れ医療コーディネーター^{※2}を拠点的な医療機関に配置する事業

※2 外国人患者受入れ医療コーディネーター：外国人患者が医療機関を訪れた際、当該医療機関内における一連の手続きをサポートし、必要に応じて他の医療機関を紹介する等、円滑な医療提供体制を支える潤滑油的な役割を担う者

(3) 拠点的な医療機関の体制整備支援

補助事業者は、拠点的な医療機関の体制整備支援を行う。拠点的な医療機関の体制整備の状況に応じて、比較的体制整備が進んでいる病院及び比較的新たに体制整備を行う病院に分類し、分類に応じて適切な支援を行うこと。

本事業による補助が複数回に及ぶなど比較的体制整備が進んでいる病院では、外国人患者の診療に関する周囲の医療機関への知見の共有や連携など、他の医療機関の支援・啓蒙に係る取組みをより重点的に評価し、サポートを行うこと。

また、本事業による補助実績が少ないなど比較的新たに体制整備を行う病院に対しては、外国人患者の受入れに関する体制整備方針の策定・充実やこれに基づく院内体制整備を重点的にサポートし、将来的に周囲の医療機関向けの支援・啓蒙に係る取組みを効果的に行えるよう支援すること。

- 間接補助事業者（拠点的な医療機関）に視察やヒアリング等を行い、医療通訳者や外国人患者受入れ医療コーディネーターの活用の実態を把握すること。
- 医療通訳者や外国人患者受入れ医療コーディネーターの活用に改善の余地がある間接補助事業者があった場合、補助事業者はその原因を特定し、医療機関の経営層や医療従事者に対して、フィードバックすること。また、他院の取組み（ベストプラクティス）の紹介等を行うことで、効果的な活用を促すこと。

（参考）想定される取組み

- ◇ 自治体や周辺医療機関等に対して、拠点的な医療機関であることを周知する

- ◇ 周辺医療機関向けに、院内見学会、セミナー、勉強会等を開催する
- ◇ 周辺医療機関に対して、外国人患者受入体制の整備について連携・助言する

- 支援を行う際には、（５）で得られる効果測定データを活用すること。
- その他の支援を補助事業者が行うことは妨げない。
- 補助事業者は、当該支援の実績を収集・集計・公表する。

（４）間接補助事業者の選定に関する委員会の実施

- 間接補助事業を実施する拠点的な医療機関は公募すること。
- 厚生労働省と協議のうえ、選定の方針（地域や数等）を決めること。
- 選定に関する委員会の設置・運営を行い、間接補助事業者を決定すること。

（５）間接補助事業で取得された好事例や効果測定データ等の収集、分析及び活用

- ① データ収集の目的、データ項目、収集頻度、分析方法及び活用方法等を厚生労働省と事前に打ち合わせること。
- ② 間接補助事業者に対し、以下の内容を実施し、その成果を報告するよう求めること。
 - 医療通訳者及び外国人患者受入れ医療コーディネーターの配置
 - 周辺病院との連携などの取組内容・具体的事例の記録
 - 医療通訳者・外国人患者受入れ医療コーディネーターの配置による効果に関するデータ測定
- ③ 補助事業者は、収集・分析されたデータを、拠点的な医療機関がその機能を強化する際に活用できるように加工し、資料やスライド等を作成すること。

（６）間接補助事業者の体制整備を支援する目的で、診察時の患者向け説明資料や同意書等の標準翻訳資料（平成 28 年度補正予算事業「医療機関における外国人患者受入れ環境整備事業」により作成したもの）等に関する情報提供や使用に関する助言

4 その他

（１）定例会の実施

- 補助事業者は、厚生労働省と定期的に打ち合わせを行う。打ち合わせ後は速やかに議事録を作成し、厚生労働省と共有すること。

（２）公募結果の周知

- 間接補助事業者の公募結果を公表すること。

5 応募に関する諸条件

事業実施者への応募者（以下「応募団体」という。）は、次の条件を全て満たす団体であることとする。

- ① 本事業を実施する上で必要な経営基盤を有し、資金等に関する管理能力を有すること。
- ② 3（１）～（６）の事業を行う能力・組織体制を有すること。
- ③ 日本に拠点を有していること。
- ④ 厚生労働省等から補助金交付等停止、又は指名競争入札における指名停止を受けている期間中でないこと。

- ⑤ 予算決算及び会計令第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。
なお、必須ではないが国内において同種事業に対する実績のある団体が望ましい。

6 事業期間

事業期間は、事業者として選定された日から令和8年3月31日とする。

7 応募団体の評価

(1) 評価の方法

事業実施者の採択については、厚生労働省医政局総務課において、上記「5. 応募に関する諸条件」に該当する旨を確認した後、企画書等を評価する。企画書等の内容について書類評価及び必要に応じてヒアリングを行い、それらの評価結果を基に最も効率的かつ効果的に事業を担えると認められる応募団体を事業実施者として選定する。

評価は非公開で行い、その経緯は通知しない。また、問い合わせにも応じられない。なお、提出された企画書等の資料は、返却しない。

(2) 評価の手順

評価は、以下の手順により実施される。

① 形式評価

応募団体について、応募に関する諸条件への適合性について評価する。なお、応募に関する諸条件を満たしていないものについては、以降の評価の対象から除外される。

② 書面評価

提出企画書等の内容を中心に書面評価を実施する。

③ ヒアリング

必要に応じて、申請者（代理も可能とする。）に対して、ヒアリングを実施する。

なお、ヒアリングに応じなかった場合は辞退したものとみなす。

④ 最終評価

書面評価及びヒアリングによる評価を踏まえ、最終的に事業実施者を選定する。

(3) 評価の観点

- ① 事業計画が事業目的に合致しているか。
- ② 事業計画が効果的なものとなっているか。（体制整備支援については案を提示すること。）
- ③ 事業を遂行するために必要な根拠（人員、経験、設備、資金）が示されているか。
- ④ 事業を的確に遂行するために十分な管理能力があるか。
- ⑤ 事業開始後も安定的かつ効果的に運用できるか。（経験・能力・体制等）
- ⑥ 国内において同種事業の施行実績があるか。
- ⑦ ワーク・ライフ・バランス等を推進しているか。
 - イ) 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（以下、「女性活躍推進法」という。）に基づく認定（えるぼし認定）を受けているか
 - ロ) 次世代育成支援対策推進法（以下、「次世代法」という。）に基づく認定（くるみん認定、トライくるみん認定、プラチナくるみん認定）を受けて

いるか

ハ) 青少年の雇用の促進等に関する法律（以下、「若者雇用促進法」という。）に基づく認定（ユースエール認定）を受けているか

（※1）本項目は加点対象である。それぞれの項目について複数の認定等に該当する場合は、最も配点が高い区分により加点を行う。

（4）評価結果の通知

評価の結果については、最終評価後速やかに応募団体に対して通知する。なお、補助金については、事業実施者選定の通知後に必要な手続きを経て、正式に交付決定される。

8 本事業に係る補助金の交付について

本事業に係る補助金の交付については、「医療施設運営費等補助金及び中毒情報基盤整備事業費補助金交付要綱」により行うこととなり、128,195千円を基準額（上限額）とする。（詳細は別紙のとおり）

9 応募方法等

（1）企画書の作成及び提出

以下の書類を提出期間内に3部提出すること。なお、そのうち1部は、提案者が特定できる部分を黒塗りしたものとする。また、記載漏れ等のないようにすること。

①「医療通訳者、外国人患者受入れ医療コーディネーター配置等支援事業企画書」（様式任意）

企画書は、以下の（ア）～（エ）の項目立てで作成すること。なお、各項目の末尾にある括弧内の数字は、7（3）評価の観点①～⑥と連動しているため、末尾に数字がある項目については、連動する評価の観点の内容をそれぞれ詳細かつ具体的に記載しつつ、作成すること。

（ア） 具体的な事業内容及びそのスケジュール（①、②）

（イ） 本事業を実施する事業実施者の組織体制（③～⑤）

（ウ） 応募団体において現在実施している類似事業（あれば）の概要（⑥）

（エ） 事業に係る費用積算（別添1）（類似様式の添付でも可）

② 団体経歴（概要）、団体定款など活動が分かる資料

③ 団体の直近決算年度の確定申告書（写）、財務諸表（写）

④ その他必要な資料

ワーク・ライフ・バランスを推進する企業として、女性活躍推進法に基づく認定（えるぼし認定）、女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画策定届（期間が満了していないものに限る。）、次世代法に基づく認定（くるみん認定、トライくるみん認定及びプラチナくるみん認定）、若者雇用促進法に基づく認定（ユースエール認定）を取得等している場合は、認定通知書等の写しを含めること。

（2）応募方法

① 提出方法 郵送（書留郵便に限る。）とする。

② 提出期限

令和7年4月15日（火） 必着（応募団体が到着の確認をすること。）

※ 郵送に加えて提出資料一式の電子データを令和7年4月15日（火）15時までに下記メールアドレスに提出すること。なお、提案者が特定できる部分を黒塗りしたものと黒塗りしていないものそれぞれを提出すること。

（提出先メールアドレス）kokusai-tenkai@mhlw.go.jp

③ 提出先

提出先：〒100-8916 東京都千代田区霞が関 1-2-2 中央合同庁舎第5号館
厚生労働省医政局総務課医療国際展開推進室 あて

封筒の宛名面には、「医療通訳者、外国人患者受入れ医療コーディネーター配置等支援事業」と朱書きにより、明記すること。

(3) 問合せ先

厚生労働省医政局総務課医療国際展開推進室

TEL : 03-5253-2317

FAX : 03-3501-2048

以上

医療通訳者、外国人患者受入れ医療コーディネーター配置等支援事業
 予定費用

区分	支出予定額			備考(摘要)
	員数	単価(円)	金額(円)	
職員基本給				
職員諸手当				
非常勤職員手当				
諸謝金				
旅費				
消耗品費				
印刷製本費				
会議費				
備品費(図書)				
光熱水料				
通信運搬費				
社会保険料				
雑役務費				
借料及び損料				
委託費				
合 計				

補助事業概要（予定）

1 補助事業

（１）補助事業予定額 128,195 千円

（２）補助対象

- ① 間接補助事業
- ② 間接補助事業を実施する団体の選定に関する委員会の実施事業
- ③ 間接補助事業に関する好事例や効果測定データの収集・分析事業
- ④ 間接補助事業者に対する院内体制整備や地域連携に係る助言事業

また、本事業の実施にあたっては、国民に対する医療の確保が阻害されることのないよう十分留意するといった観点も踏まえる必要があり、厚生労働省が必要に応じて助言等を行う

（３）対象経費

事業の実施に必要な、職員基本給、職員諸手当、非常勤職員手当、諸謝金、旅費、消耗品費、印刷製本費、会議費、社会保険料、備品費（図書）、光熱水料、通信運搬費、雑役務費、借料及び損料、委託費（これら費用に関するもの）

（４）補助金額

定額（間接補助事業については２分の１）

（５）事業実施期間

事業者選定日～令和８年３月３１日

2 間接補助事業（予定）

※間接補助事業者は後日公募となるので留意すること。

（１）補助対象事業

間接補助事業

①医療通訳者の配置事業

- 配置人数：１名以上（複数の配置が望ましい）
- 必要言語及び能力：日本語が母国語でない、若しくは日本語でのコミュニケーションに制限がある患者等に対して、日本語での医療・保健を安全かつ安心して提供するために、通訳技術と医学知識を用

いて相互理解を支援する。なお、間接補助事業者の現状や所在する地域の実情に応じた必要な言語及び医療に関する知識・倫理を一定程度以上有すること。

- 配置方法：指揮命令系統の関係上から間接補助事業者が雇用すること。

②外国人受入れ医療コーディネーターの配置事業

- 配置人数：1名以上
- 必要言語及び能力：外国人患者が医療機関を訪れた際、当該医療機関内における一連の手続きをサポートし、必要に応じて他の医療機関を紹介する等、円滑な医療提供体制を支える潤滑油的な役割を担う。なお、外国語への対応は必ずしも求めない。ただし、間接補助事業者の現状や所在する地域の実情に応じて必要な言語（例えば院内案内ができる程度等）を求めることは問題ない。
- 配置方法：指揮命令系統の関係上から間接補助事業者が雇用すること。

③間接補助事業者による拠点的な医療機関機能の構築支援事業

- 補助事業者は、間接補助事業者が拠点的な医療機関機能を強化するための支援を行う。
- 補助事業者は、間接補助事業者における拠点的な医療機関機能の実績・収集・公表する。

(2) 補助対象経費

- (1) に要する経費（職員基本給、職員諸手当、諸謝金、社会保険料）

なお、遠隔医療通訳（電話医療通訳及び映像医療通訳を含む。）やタブレット等の翻訳機を用いた通訳に関しては、本事業では補助の対象外とする。

(3) 補助金額

- (1) に要する経費の1/2（上限1ヶ所当たり3,560,500円）

(4) 募集方法

公募で行う。

(5) 採択件数

32件